

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

施策目標1 安全な消費生活環境の確保

個別施策 ①商品等の安全性の確保に向けた監視・指導及び消費者支援

消費生活の基盤である「衣食住」を中心に、商品やサービスの安全性を確保して消費者被害の未然防止を図るため、関連分野を所管する局とも連携し、商品等の安全性や表示について監視・指導を行います。併せて、適切な商品表示の運用や、安心・安全に暮らせるすまいの確保に向けた支援を推進します。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
1	法律に基づく販売業者等に対する立入検査等	法律(製品安全四法、家庭用品品質表示法)に基づく販売業者等に対する立入検査等を実施し、販売されている製品に法令で義務付けられた表示がされているか確認する。	文化市民局 消費生活総合センター	
2	食鳥検査の実施	安全な食鳥肉の市場流通を図るため、食鳥処理施設(と殺から内臓摘出までの解体処理)での生体の状況や内臓等の検査を行い、処理施設の監視指導を実施する。	保健福祉局 医療衛生推進室	
3	BSE検査の実施	牛海綿状脳症に感染した牛の食肉等を市場に流通させないようにするため、中央卸売市場第二市場(と畜場)で解体処理される際、運動障害等の神経症状が疑われる牛について牛海綿状脳症の判定検査を行う。	保健福祉局 医療衛生推進室	
4	食品の放射能検査	衛生環境研究所において、食品の放射能検査を実施する。	保健福祉局 医療衛生推進室	
5	毒物及び劇薬取締法に基づく販売業者、業務上取扱者及び特定毒物研究者の監視指導	毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者及び特定毒物研究者を所管し、毒物劇物の流通や使用時における危害が防止されるよう監視業務を行い、適正な管理及び取扱いをするよう指導する。	保健福祉局 医療衛生推進室	
6	食品衛生監視員による飲食店等の監視指導	市内の飲食店や食品製造施設に対して、食品衛生監視員(市職員)が、施設の衛生状況等について監視指導を行うとともに、事業者による自主的な衛生管理の実施状況を確認し指導する。 また、中央卸売市場第一市場(青果、鮮魚等)ではせり前やせり後における早朝の監視指導を実施する。	保健福祉局 医療衛生推進室	

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
7	衣類などの家庭用品の試買検査及び施設の監視指導	衣類や塗料等の家庭用品による健康被害を未然に防ぐために、規制対象家庭用品を買い上げ、有害物質の検査を行うとともに、製造、卸売及び小売業者に対し、監視指導を行う。	保健福祉局 医療衛生推進室	
8	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局、医薬品販売業者及び医療機器等販売業、貸与業者に対する監視指導	薬局、医薬品店舗販売業及び医療機器等販売業・貸与業を所管し、医薬品が市民に対して適正かつ安全に提供されるよう監視業務等を行い、適正な管理及び販売をするよう指導する。	保健福祉局 医療衛生推進室	
9	環境衛生監視員による生活衛生関係営業施設の衛生監視指導	生活衛生関係営業施設（旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所）について、法、要領等に基づいた許可、検査確認、届出受理業務を行う。また、当該営業施設については環境衛生監視員が立入監視を行い、法規制の遵守、衛生管理の徹底を指導し、利用者（市民）の安全を確保する。	保健福祉局 医療衛生推進室	
10	興行場、百貨店等特定建設物の衛生監視指導	特定建築物（興行場、百貨店等）所有者等の建築物に対する維持管理状況を調査するとともに、空気環境等の現場測定結果を基に所有者等に対し、適正な維持管理を指導することにより、当該建築物を利用する者の健康の保護を図る。	保健福祉局 医療衛生推進室	
11	「民泊」対策の強化	市民と宿泊者の安全安心の確保及び周辺的生活環境との調和の確保のため、違法・不適正な「民泊」に対する通報等の受付、監視や指導の徹底を図る。	保健福祉局 医療衛生推進室	
12	木造住宅の耐震診断士派遣	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断士を無料で派遣し、地震に対する安全性を評価するための耐震診断を実施する。	都市計画局 建築安全推進課	
13	京町家の耐震診断士派遣	昭和25年11月22日以前に着工された京町家を対象に、耐震診断士を無料で派遣し、地震に対する安全性を評価するための耐震診断を実施する。	都市計画局 建築安全推進課	
14	京町家の基本計画作成	京町家の耐震診断士派遣を利用した京町家を対象に、将来的な耐震改修の参考となる基本計画を、耐震診断士が作成する。	都市計画局 建築安全推進課	
15	「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業	耐震性及び防火性が確実に向上する様々な工事を補助対象としてあらかじめメニュー化。木造住宅及び京町家を対象に、メニューに該当する耐震改修工事、防火改修工事に要する費用の一部を助成する。	都市計画局 建築安全推進課	

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
16	京都市分譲マンション耐震化促進事業(耐震診断)	分譲マンションを対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。	都市計画局 建築安全推進課	
17	京都市分譲マンション耐震化促進事業(耐震改修計画作成)	耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された分譲マンションを対象に、耐震改修の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用の一部を助成する。	都市計画局 建築安全推進課	
18	京都市分譲マンション耐震化促進事業(耐震改修)	耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された分譲マンションを対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。 2段階の工事に分けて行う耐震改修工事で、第1回目の工事として行う、耐震化の優先度の高いピロティ階の耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。(特定分譲マンションに限る。)	都市計画局 建築安全推進課	
19	京都市緊急輸送道路等沿道耐震化促進事業(耐震診断)	緊急輸送道路等の沿道の建築物を対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。	都市計画局 建築安全推進課	
20	京都市緊急輸送道路等沿道耐震化促進事業(耐震改修計画作成)	耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された緊急輸送道路(重要路線に限る。)の沿道の建築物を対象に、耐震改修の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用を助成する。	都市計画局 建築安全推進課	
21	京都市緊急輸送道路等沿道耐震化促進事業(耐震改修)	耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された緊急輸送道路(重要路線に限る。)の沿道の建築物を対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。	都市計画局 建築安全推進課	
22	京都市防災拠点耐震化促進事業(耐震診断)	病院(階数が3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上のもの)及び地域防災計画に記載されている避難所(階数が3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上のもの)を対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。	都市計画局 建築安全推進課	
23	京都市吹付けアスベスト除去等助成事業	吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物を対象に、含有調査費用や除去等(除去、封じ込め又は囲い込み)の工事費の一部を助成する。	都市計画局 建築安全推進課	
24	京都市土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業	土砂災害特別警戒区域の指定によって、既存不適格となった建築物を対象に土砂災害に対する安全対策工事に要する費用の一部を補助する。	都市計画局 建築安全推進課	

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
25	京都市災害時特定重要路線沿道耐震化促進事業(耐震改修計画作成)	京都市建築物耐震改修促進計画において指定した耐震診断を義務化する道路の沿道建築物を対象に、耐震改修等の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用を助成する。	都市計画局 建築安全推進課	
26	京都市災害時特定重要路線沿道耐震化促進事業(耐震改修)	京都市建築物耐震改修促進計画において指定した耐震診断を義務化する道路の沿道建築物を対象に、耐震改修工事(建替え及び除却含む。)に要する費用を助成する。	都市計画局 建築安全推進課	
27	分譲マンション管理アドバイザー派遣事業	分譲マンションの管理組合等を対象に、マンション管理士等のアドバイザー(専門家)を派遣し、マンションの管理運営や、大規模修繕工事の進め方、修繕積立金の見直し方、京都市が規定する管理計画認定規準の適合状況等について、講義形式等によるアドバイスを行う。	都市計画局 住宅政策課	
28	住情報の発信 (京都市安心すまいづくり推進事業)	すまいに関する基礎知識や市内居住につながる既存住宅及び地域の魅力、多様なすまい・暮らし方、行政、専門家団体等が行う各種支援制度や相談会の情報等について、ホームページや講座・相談会等により情報発信を行う。	都市計画局 住宅政策課	
29	貯水槽水道の設置者への指導	設置者に対し、貯水槽水道の管理について指導、助言及び勧告を行う。	上下水道局 水道管路課	
30	鉛製給水管取替工事助成金制度の実施	市民が敷地境界から蛇口までの間にある鉛製給水管を鉛以外の材質に取り替える際に、工事費の一部を助成する。	上下水道局 水道管路課	
31	水道原水及び水道水中の放射性ヨウ素及び放射性セシウムの測定	市街地及び山間地域の代表箇所では採水した水道原水及び水道水について、個別の放射性物質の濃度を測定することができるゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性ヨウ素(ヨウ素131)及び放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137)の濃度を測定する。	上下水道局 水質第1課	
32	学校給食に使用する食材の放射性能検査	対象地域産の食材を使用する際には、随時検査を実施し、検査結果をホームページ上で公表する。	教育委員会事務局 体育健康教育室	

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

個別施策 ②消費者事故情報や非常時の消費行動に関する効果的な情報提供・啓発

商品の使用やサービスの利用に起因する消費者事故や様々な消費者被害に関する情報を迅速に収集し、若年者や高齢者など消費者の年齢や特性に応じて、内容や表現、情報伝達手法を工夫した的確な注意喚起や啓発を行います。

また、大規模災害時や感染症拡大時などの非常時において、消費者が誤った情報に惑わされることなく、冷静な消費行動をとることができるよう、迅速な情報発信に努めるとともに、日頃の啓発活動を通じて意識の醸成を図ります。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
33	ホームページ、SNSによる情報発信	消費生活相談機能と消費者問題解決力の強化を図るため、消費生活総合センター独自のホームページ及びSNS(Facebook、X、LINE)により、悪質商法の注意喚起等を分かりやすく伝えていくとともに、消費生活相談窓口の更なる周知を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	重点
34	FM845「ピッカピカラジオ」による情報の提供	FM845(株式会社リビングエフエム)の放送番組「ピッカピカラジオ」の中の「ライフラインインフォメーション」コーナーにおいて、悪質商法の手口と対処法等について情報を提供する。	文化市民局 消費生活総合センター	
35	京(みやこ)・くらしの安心安全情報の発行	最新の悪質商法等に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、「京・くらしの安心安全情報」を年6回発行する。	文化市民局 消費生活総合センター	
36	大学生及び各大学事務局への消費生活情報の提供	学生向けの消費者被害に関する情報交換メーリングリストや学生向けアプリ「KYO-DENT」を活用し、消費者被害情報や消費生活相談窓口等を発信することで、若年者の消費者被害の未然防止を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	重点
37	大規模災害時における各局と連携した緊急情報の発信	地震、大雨など大規模な災害時において、それに便乗した悪質商法が多数発生することから、各局の持つ様々な情報発信ツールを活用して、詐欺や悪質商法の注意喚起を行う。	文化市民局 消費生活総合センター	
38	京都市防災ポータルサイト	京都市防災ポータルサイトにより、各種災害情報の提供、京都市の防災施策などの防災に関する情報等を提供する。	行財政局 防災危機管理室	
39	防災訓練、避難所運営訓練の実施	平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、防災の重要性を再認識していただくため、市民が参加・体験できる防災訓練を毎年実施する。	行財政局 防災危機管理室	
40	食の安全・安心情報の提供	食の安全・安心に係る様々な情報について、正確かつ迅速に情報提供する。	保健福祉局 医療衛生推進室	

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
41	食品の自主回収の公表	消費者に広く周知し、健康被害の未然防止を図るため、食品衛生法又は食品表示法に基づき、事業者から食品の自主回収に関する報告があった場合に、国に速やかに報告し、厚生労働省等のホームページで公表する。 ※ 厚生労働省等のホームページでの公表は、国において行われる。	保健福祉局 医療衛生推進室	
42	リチウムイオン電池火災対策	近年急増しているリチウムイオン電池に起因する火災の防止を目的に、広報媒体等を活用した予防啓発を行う。	消防局 予防課	
43	京都市市民防災センター	災害時に不可欠な防災知識や行動を「見る」「聴く」「触れる」「感じる」ことで学ぶことができるほか、防災に関するイベントや講習、防災関連用品の販売等を行う。	消防局 消防団・自主防災推進室	
44	災害に備えた飲料水備蓄の啓発	上下水道局が製造及び販売する「京のかがやき 疏水物語」を活用し、ホームページ等で飲料水の備蓄を啓発する。	上下水道局 総務課	
45	悪質業者等に対する注意喚起	ホームページに悪質商法・職員偽装・窃盗事件に対する注意を掲載する。また、検針時に配布する「水道使用水量のお知らせ」の備考欄に悪質商法・職員偽装に関する記事を掲載し注意喚起する。	上下水道局 お客さまサービス推進室	
46	京都市指定上下水道工事業業者案内	上下水道工事に係る悪質業者による被害を避けるため、ホームページで「京都市指定工事業業者」や問合せ先を紹介する。	上下水道局 お客さまサービス推進室 水道部水道管路課 下水道部管理課	
47	子どものスマホ・ゲーム機等の利用に関わる情報モラル教育及び保護者啓発	「京都はぐくみ憲章」の理念の下、スマホ等の危険性や依存性を正しく認識し、それらの危険から身を守る力を身に着けるため、市民ボランティア(情報モラル市民インストラクター)をはじめ、学校・事業者等と連携した子ども向けの情報モラル教室や慶應義塾大学サイバー防犯教育等研究会と連携した情報モラルオンライン教室、保護者・市民向けの情報モラル講座を実施するとともに、携帯電話会社の協力のもと、子どもや教職員、保護者向けのスマホ・ケータイ安全教室を実施するなど、各地域・学校等で周知・啓発活動を展開している。	教育委員会事務局 生涯学習部 学校地域協働推進担当	

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

施策目標2 表示・取引の適正化を通じた消費者の選択支援

個別施策 ③商品表示の適正化や円滑な供給に向けた監視・指導及び情報発信

商品やサービスの内容・取引条件に関する情報が、適正な表示等により正しく提供され、消費者が適切な商品やサービスを主体的に選択できるよう、事業者に対して、定められた基準の遵守に向けた監視・指導を行います。

また、消費者の安定した生活を支えるため、生活必需品等の価格や需給動向、流通状況を把握し、適切な情報を発信します。特に、著しい価格高騰や供給不足の際には関係局と連携して必要な調査を行い、速やかな対策を講じます。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
48	法律に基づく販売業者等に対する立入検査等	法律(製品安全四法、家庭用品品質表示法)に基づく販売業者等に対する立入検査等を実施し、販売されている製品に法令で義務付けられた表示がされているか確認する。	文化市民局 消費生活総合センター	再掲
49	食品表示監視指導業務	法律に基づき市内の事業者等に対し、食品表示(品質事項)に係る調査等を実施し、食品表示の適正化を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	
50	商品等の表示・包装基準の調査・指導	商品等を購入し、使用・利用する際に、商品についての必要な情報が得られるようにするとともに、その内容等を誤認することを防止するため、消費生活条例に基づき、「商品等表示基準」、「単位価格表示基準」、「包装基準」を定めており、これら3つの基準の遵守に向けて、調査、指導等を実施する。	文化市民局 消費生活総合センター	
51	生活必需品の物価動向に関する情報の収集・発信	生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向け、価格の動向や需給の状況についての情報収集・提供。また、必要に応じて、価格の調査等を実施する。 1 物価状況に係る情報の収集・提供 消費者物価指数などの主要統計について、情報を収集・提供する。 (以下、物価が大幅に高騰した際の緊急対応) 2 物価・流通等の緊急調査 必要に応じ、流通機構、価格動向、需給状況等に関する情報収集を行うための調査を実施する。 3 国が調査物資を指定した際の対応 国が関連法に基づき価格が高騰した物品を調査物資として指定した場合、本市は事業者に対し、標準価格以下の価格での販売指示等を行うことになる可能性がある。	文化市民局 消費生活総合センター	

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
52	青果・水産物の品質表示に関する事業者指導	食品表示を規定する法律に基づき、表示が適正でない食品の流通を未然に防止し、業界が一丸となって安心・安全な食品の流通に心掛けるよう指導、啓発を行う。	産業観光局 中央卸売市場 第一市場	
53	牛肉・豚肉の流通に係る事業者指導	消費者が安全・安心な食肉を購入できるようにするため、市場における売買取引等が、法令に則して適切に行われているかなどの点を中心に、卸売業者や関連事業者等の指導監督等を行う。	産業観光局 中央卸売市場 第二市場	
54	せり人等に対する講習	市場の重要な機能の一つである価格形成を担うせり人、せり参加人、売買参加者に対して、登録等の更新時に講習会を実施し、法令に則った公正・公平な取引が行われるよう認識を高める。	産業観光局 中央卸売市場 第一市場	
55	卸売業者に対する検査	卸売業者の業務又は財産の状況等を検証し、業務運営の適正化と財務の健全化を図る。	産業観光局 中央卸売市場 第一市場	
56	せり人等に対する講習、卸売業者に対する検査	入荷する食肉について、公正な評価による透明性の高い卸売価格が形成されるよう、市場取引に関して業者への指導監督等を行う。また、卸売会社に対する業務検査及び財務検査を実施し、業務監督を行う。	産業観光局 中央卸売市場 第二市場	
57	栄養表示等の指導・食品の健康保持増進効果等に関する広告等の監視指導	食品関連事業者等を対象に、食品表示法に基づく指導・健康増進法第65条の第1項に基づく指導を行う。	保健福祉局 健康長寿企画課	

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

個別施策 ④不当な取引行為の排除と適正な取引の推進

悪質商法や不当な取引行為による消費者被害を防ぎ、取引の適正化を図るため、行政機関や専門的な知見を持つ団体、適格消費者団体などの関係機関との連携を強化し、迅速な情報共有や早期の対応により被害の拡大防止を図るとともに、京都市消費生活条例に掲げる不適正な取引行為を行った事業者に対し、内容に応じた指導等を行います。

併せて、適正な取引の確保に向け、より効果的な制度について検討するため、国における法令改正等の動向や本市の社会的・経済的状況に関し、継続して情報収集に努めます。

また、自主行動基準の策定等、取引の適正化に向けて取り組む事業者を積極的に支援するとともに、近年増加傾向にある消費者間取引の普及に伴うトラブルを防止するため、適正な取引ルールや表示についての「消費者向けの」啓発にも取り組みます。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
58	不適正な取引行為を行う事業者への指導等	京都市消費生活条例に基づき、不適正な取引行為を行う事業者に対し、指導のうえ是正を求め、改善が見られない場合は勧告・公表する。	文化市民局 消費生活総合センター	
59	京都府、京都府警察、京都弁護士会等の関係機関との連携強化	悪質な事業者への対応強化や迅速な被害救済を図るため、京都府、京都府警察、京都弁護士会等関係機関との会議等を定期的に開催して情報交換を行うことにより、連携の強化を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	
60	適格消費者団体との連携強化	消費者団体訴訟制度を有効に機能させるため、消費生活総合センターが有する相談情報を、差止請求権の行使に必要な限度において適格消費者団体に提供するほか、実務担当者が参加する意見交換会を開催し、最新の消費者トラブルの傾向や差止請求の状況など双方の活動に関する情報共有を行うとともに、連携した活動の可能性について検討する。	文化市民局 消費生活総合センター	新規

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
61	不適正な取引行為の未然防止のための啓発	京都市消費生活条例で規制する「不適正な取引行為」について、どのような行為が「不適正な取引行為」に当たるかについて、事例とともにわかりやすく紹介した啓発リーフレットを活用して、消費者に向けた情報発信を行うとともに、事業者に対する指導の際にも活用することで、適正な取引の推進に向けて取り組む。	文化市民局 消費生活総合センター	新規
62	取引適正化に取り組む事業者への支援等	事業者が相談状況等に係る情報収集や自社の取組の報告等のために訪問した際に、情報提供や指導等を行う。また、自主行動基準の策定を働き掛けることにより、事業者の不適正な取引行為や消費者トラブルの未然防止を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	
63	他都市センター等との情報交換	相談業務の効果的推進と円滑な運営に資するために、近畿地域の消費生活センターの相談担当者が相談事例等に関する情報を交換する。	文化市民局 消費生活総合センター	
64	適正な取引の確保に向けた制度に関する情報収集	国における消費者関連法の改正等の内容を踏まえ、京都府の条例・規則との整合性も図りながら、京都市消費生活条例施行規則等の見直しに向けて検討を進める。	文化市民局 消費生活総合センター	

基本方針2 消費者被害の予防・救済

施策目標3 相談体制の充実・強化

個別施策 ⑤「相談しやすい」環境の整備と相談機能の充実・強化

消費生活上の様々な問題に直面した際に、消費者が安心して相談でき、適切な支援を受けられるよう、SNSを活用した消費生活相談の受付を検討するなど、相談しやすい環境の整備に努めます。あわせて、消費生活相談窓口の利用促進を図るため、市民しんぶん、ホームページやSNS等、あらゆる方法で周知・広報を実施します。

また、年々複雑化・高度化する消費者被害に対応するため、相談対応に求められる専門性やヒアリング力・交渉力を高める研修を実施し、消費生活相談員の資質向上に努めます。さらに、高度な法律知識を要する等解決が困難な事案には、弁護士等の専門家と連携する仕組みを通じて、被害事例に即した的確な対応を図ります。

一方、消費生活上の問題に限らず、生活の中で起こり得る様々な問題に対しては、多様なトラブルの解決や疑問解消のニーズに応えるため、弁護士や司法書士、行政書士等の専門的な知見を持つ団体と連携し、各種相談事業を実施します。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
1	消費生活相談	消費生活相談員が、市民からの消費生活に関する相談を受け、自主解決のための情報提供や助言を行う。また、必要に応じて市民と事業者との間に入り、取次ぎを行う。 相談情報は、専用端末に入力し、国民生活センターとのコンピュータオンラインシステム(PIO-NET)により統計処理し、全国的な消費者被害状況の把握により、個別案件を適切に処理するとともに、その情報を啓発等に利用することにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。 ※土日祝日の相談については、国民生活センターの相談窓口(消費者ホットライン)を案内	文化市民局 消費生活総合センター	
2	多重債務相談	消費生活総合センターにおいて、消費生活相談員が、相談者の債務状況について事情を聴取し、具体的な解決方法等について助言したうえで、弁護士等の専門機関へ確実に取り次ぐ。	文化市民局 消費生活総合センター	
3	弁護士による多重債務特別相談	受任を前提にじっくりと相談できる窓口を確保するため、多重債務問題を専門とする弁護士による特別相談を実施する。	文化市民局 消費生活総合センター	
4	LINE消費生活ナビの運用	消費生活総合センター 公式LINEアカウントを運用し、悪質商法の手口や最新の消費者トラブル情報、講座やイベントの開催情報などを、より身近に、よりタイムリーに情報提供する。また、LINEのメニュー機能を活用して、電話やインターネットによる消費生活相談や、相談事例集(いわゆるFAQ)への誘導など、様々な年代・特性を持つ消費者のニーズに応えられるよう、機能の充実を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	新規 重点

基本方針2 消費者被害の予防・救済

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
5	相談窓口の周知啓発	センターの相談窓口を周知するため、出前講座や啓発イベント等、市民が多く集まる場所で啓発物品を配布する。	文化市民局 消費生活総合センター	
6	相談機能の充実・強化に向けた検討	デジタル化・グローバル化を背景とした専門性の高い相談に対応するため、国において、主任相談員や特定領域相談対応員の設置を支援する動きもあることから、本市における体制の充実・強化への活用について、検討を進める。	文化市民局 消費生活総合センター	充実
7	消費生活相談員の専門性・対応力強化を目的とした研修の実施	複雑化・高度化する相談内容に消費生活相談員が適切に対応できるよう、相談員の総合的な資質の向上を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	
8	弁護士による消費生活相談支援事業	（消費生活相談支援事業） 消費生活相談員が行う日常の相談業務の中で、高度な法律知識が必要な案件について、弁護士から助言等を受ける。また、消費者関連法の改正等の内容や法の適用について、弁護士を講師とした研修を実施する。 （京都市消費者サポートチーム） 相談業務の遂行に当たり、解決が困難又はあっせん不調に終わる可能性が高い案件について、消費生活相談員、事務職員及び弁護士がサポートチームを編成し、相談の早期解決を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	
9	他都市センター等との情報交換	相談業務の効果的推進と円滑な運営に資するために、近畿地域の消費生活センターの相談担当者が相談事例等に関する情報を交換する。	文化市民局 消費生活総合センター	再掲
10	京都市民法律相談	日常生活の中で発生するあらゆる法律問題に関して、弁護士が相談に応じることにより、市民が抱える民事問題等の解決に寄与するとともに、市民の法律や司法制度の理解を促進する。	文化市民局 消費生活総合センター 各区役所・支所 地域力推進室	
11	交通事故相談	交通事故の被害者や加害者を対象に、損害賠償問題（示談の方法、賠償問題、更生問題に関する助言や情報提供）を中心に相談を受け、解決に必要な情報の提供や助言を行う。	文化市民局 消費生活総合センター	

基本方針2 消費者被害の予防・救済

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
12	市政一般相談	市民から寄せられる市政に関する意見・要望・苦情・相談・問合せに応じる。	文化市民局 消費生活総合センター 各区役所・支所 地域力推進室	
13	専門的な知見を持つ団体との共催による各種相談事業	市民による多様な相談の需要に応えるため、関係団体との共催により、各種相談事業を実施する。	文化市民局 消費生活総合センター	
14	特定事案についての110番の設置	相談が急増し、重大な被害拡大のおそれがある事案について、特定事案についての110番を設置し、消費者被害の掘り起こし及び被害拡大防止のため注意喚起を図るとともに、事業者への警告を行う。	文化市民局 消費生活総合センター	
15	各種団体が実施する相談事業に対する後援	各種団体が市民に相談機会を提供するための事業に対して後援名義の使用を許可し、市民の相談機会を拡充する。	文化市民局 消費生活総合センター	
16	京都市外国籍市民総合相談窓口	在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語による情報提供及び相談を行う。	総合企画局 国際都市共創推進室 国際担当	
17	医療安全相談の実施	保健福祉局医療衛生推進室内に医療安全相談窓口を設置し、電話等により医療の安全に関する市民からの相談等に対応し、必要に応じて寄せられた情報の医療機関への提供等を行うことを通じて、医療機関における保健医療サービスの向上を図ることで、医療の安全と信頼を高める。	保健福祉局 医療衛生推進室	

基本方針2 消費者被害の予防・救済

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
18	栄養相談指導	区役所・支所において、市民を対象に栄養相談・指導を実施する。	保健福祉局 健康長寿企画課	
19	空き家相談員による不動産無料相談会	区役所・支所を会場に、空き家相談員による不動産(空き家等)に関する無料相談会を実施	都市計画局 住宅政策課	
20	すまいに関する総合的な相談業務 (京都市安心すまいづくり推進事業)	市民のすまいに関する様々な相談(紛争の調停又は仲裁等の処理その他苦情の処理に関する相談、営業に関する相談は除く。)に対して、京安心すまいセンター内に常設の相談窓口を設置する。	都市計画局 住宅政策課	
21	京町家なんでも相談	(公財)京都市景観・まちづくりセンターにおいて、京町家に関する市民からの相談等について、センター職員が不動産業者、大工・工務店、建築士等の京町家相談員と連携して「京町家なんでも相談」を実施する。	都市計画局 まち再生・創造推進室	
22	建築相談の実施	建築物等に関連する様々な相談に対し、建築に関する専門の相談員(一級建築士)による相談を実施する。	都市計画局 建築指導課	

基本方針2 消費者被害の予防・救済

施策目標4 配慮を要する消費者への支援

個別施策 ⑥消費者安全確保地域協議会を通じた見守り機能の強化

高齢者や障害のある方が消費者被害に遭うのを防止するため、地域における見守り活動の担い手で構成する京都市消費者安全確保地域協議会のネットワークを通じて、悪質商法や特殊詐欺等に関する注意喚起・情報発信を行うほか、協議会の構成員に対する研修・啓発活動により、地域における見守り機能の強化を図ります。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
23	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動	高齢者、障害のある方、認知症等により判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体や地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」における取組を推進する。	文化市民局 消費生活総合センター	充実 重点
24	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動(消費者問題学習会の開催)	高齢者のニーズや関心の高い内容(消費者心理等)をテーマとして、主に構成員を対象とした学習会を開催する。	文化市民局 消費生活総合センター	新規 重点
25	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動(高齢者等のデジタルリテラシーの向上を目指したスマホ講座)	主にスマートフォンを介した特殊詐欺や消費者トラブルの事例を学び、トラブルを回避するための対処方法を含めた応用講座を提供することで、デジタルデバイドを解消し、地域全体でのデジタルリテラシーの向上と消費者被害の未然防止を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	新規 重点
26	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動(構成員に対する研修、見守りガイドブックの活用促進)	具体的なトラブル事例を通して、高齢者への見守りと気づき、声かけのポイントや被害対応の流れなどを掲載したガイドブックを配布する。	文化市民局 消費生活総合センター	重点
27	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動(メーリングリストや協議会ホームページを活用した情報発信)	構成員に呼び掛けてメーリングリストを作成し、最新の悪質商法、特殊詐欺の状況等の注意喚起や連携事例を、構成員間で共有するとともに、協議会ホームページにおいても情報発信を行う。	文化市民局 消費生活総合センター	重点
28	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動(啓発物品の作成・配布、街頭啓発活動の実施)	構成員を通じて啓発物品を配布するとともに、地域住民の消費者安全に関する知識や意識の向上、各種相談窓口の認知度向上などを目的として、商店街や駅前で街頭啓発活動を実施する。	文化市民局 消費生活総合センター	重点

基本方針2 消費者被害の予防・救済

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
29	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動(関係団体の主催イベントへの出展)	消費者トラブルへの注意喚起や消費生活相談窓口の周知を目的として、構成員やその関係団体が主催するイベントへブース出展を行う。	文化市民局 消費生活総合センター	重点
30	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動(地域における見守り活動の担い手に対する研修・啓発)	消費生活相談員等を講師として派遣し、構成員に対して、悪質商法の手口、対処方法や見守りのポイント等を説明する。	文化市民局 消費生活総合センター	充実 重点
31	相談窓口の周知啓発	センターの相談窓口を周知するため、出前講座や啓発イベント等、市民が多く集まる場所で啓発物品を配布する。	文化市民局 消費生活総合センター	再掲

個別施策 ⑦福祉部門と連携した消費者への支援

高齢者や障害のある方に限らず、子どもや生活困窮者など福祉部門の支援を必要とする消費者は、被害に遭った際により深刻化したり、再度被害に遭ったりする可能性があり、分野を超えた関係機関による包括的な支援が必要となります。

このような消費者への支援体制を構築するため、福祉部門をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、福祉に関する支援窓口と連動した切れ目のない支援につなげます。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
32	区役所・支所の権利擁護ネットワークとの連携の強化	各区・支所において、権利擁護業務に携わる社会福祉士等の専門職種で構成される権利擁護ネットワーク会議等に参画し、最新の悪質商法、特殊詐欺の状況等の注意喚起、消費生活情報の提供を行うとともに、高齢者を取り巻く状況について情報収集を行う。	文化市民局 消費生活総合センター	重点
33	福祉的な支援窓口と連動した救済・支援	消費生活相談対応の中で、判断能力の低下が見られるなど、福祉的な手当てが必要な相談者に対して、消費者トラブルの解決にとどまることなく、消費者安全確保地域協議会の仕組み等を通じて、その情報を福祉的な支援窓口へつなぐことで、相談者が繰り返し消費者トラブルに遭うことの防止を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	充実 重点

基本方針2 消費者被害の予防・救済

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
34	ごみ収集福祉サービス	ごみ集積場所まで排出することが困難な要介護高齢者等により排出された5種類のごみを、自宅に出向いて直接収集する。 また、排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、対象者の安否確認を行う。	環境政策局 まち美化推進課	
35	自死遺族・自殺予防専用電話の設置	自死により親しい人を失ったつらさや悩みを抱えている遺族の思いに耳を傾け、自死遺族の孤立を防ぐとともに不安を軽減するための電話相談を実施する。	保健福祉局 こころの健康増進センター	
36	こころの健康相談	家庭や職場でのこころの悩み、精神障害者の社会参加、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等に関する様々な電話相談を実施する。	保健福祉局 こころの健康増進センター	
37	精神障害者法律相談	弁護士による精神障害者やその家族等を対象とする法律相談を実施する。	保健福祉局 こころの健康増進センター	
38	成年後見支援センターの設置・運営	本市における高齢者の権利擁護推進を図るための専門施設である「長寿すこやかセンター」の中に、「成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度を必要とする方々の相談から制度利用に至るまでの一貫した支援を行う。 また、専門職以外に成年後見人となり得る人材を「市民後見人」として養成・確保し、今後、増加が見込まれる認知症高齢者等の制度利用促進と共に、利用者の経済的負担の軽減を図る。	保健福祉局 介護ケア推進課	
39	高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築するため、関連団体との連携の在り方等について検討を行うとともに、市民等への普及啓発や成年後見制度の利用促進の検討などにより、高齢者・障害者の権利擁護の推進を図る。	保健福祉局 介護ケア推進課	
40	認知症サポーター、キャラバン・メイト養成	地域や職場等での認知症に関する正しい理解や対応方法の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、その講師となるキャラバン・メイトを養成する。	保健福祉局 介護ケア推進課	

基本方針2 消費者被害の予防・救済

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
41	老人福祉員設置事業	市長から委嘱され、主に一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となること等により、地域の高齢者を見守る。	保健福祉局 福祉のまちづくり推進室	
42	民生委員・児童委員による相談援助活動	厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において、関係機関・団体やボランティアと協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行う。	保健福祉局 福祉のまちづくり推進室	
43	一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業	登録制のボランティアである「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」が暮らしや仕事の場で、一人暮らしのお年寄り等への目配りを行い、サポートが必要な場合に地域包括支援センターへ連絡する。	保健福祉局 福祉のまちづくり推進室	
44	地域包括支援センター運営事業	福祉の専門職や保健師等の資格を有する相談員が相談に応じるとともに、各種サービスの紹介や利用申請手続を含む関係機関との連絡調整等、総合的な高齢者支援を実施する。	保健福祉局 介護ケア推進課	
45	日常生活自立支援事業	京都市社会福祉協議会において、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等、判断能力が不十分なため福祉サービスを十分に利用できない方に対して、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理等を援助する制度として、同事業を実施する。	保健福祉局 介護ケア推進課	
46	認知症高齢者等権利擁護推進事業	認知症高齢者等が成年後見制度を利用するに当たって、身寄りがないなど審判申立てを行う親族がない場合に、市長による申立てを実施する。 (平成24年度からは、これまで市長申立てに限って助成していた申立費用及び後見人報酬について、市長申立て以外で実費負担が経済的に困難な方に対しても助成することにより、制度利用を促進している。)	保健福祉局 介護ケア推進課 障害保健福祉推進室	
47	「高齢者にやさしい店」事業～認知症の人も安心して暮らせるまちづくり～	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、左京区内の商店・金融機関等を対象に、認知症サポーター養成講座を受講のうえ、「高齢者にやさしい店」としての登録及びステッカー等の掲示をしてもらうことで、認知症等の高齢者が安心して買い物ができる高齢者にやさしい店づくりを推進する。	左京区役所 健康長寿推進課	

基本方針2 消費者被害の予防・救済

施策目標5 デジタル社会への対応強化

個別施策 ⑧インターネット取引に関する被害の防止に向けた取組の強化

デジタル化の進展に伴い、インターネット取引に関するトラブルは多様化し、相談件数も年々増加しています。このようなトラブルや被害を防ぐため、消費者の年代や特性にも配慮しながら、ホームページやSNSをはじめ様々な媒体を活用した情報提供や、インターネット取引に関するトラブルについて啓発の強化に努めるとともに、契約等に関するデジタルリテラシーの向上を図ります。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
48	ダークパターン教材の作成・配布	通信販売による消費者トラブルの増加に対応するため、悪質な購入誘導手法である「ダークパターン」に関する教材を作成・配布し、消費者への注意喚起と知識向上を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	新規 重点
49	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動(高齢者等のデジタルリテラシーの向上を目指したスマホ講座)	主にスマートフォンを介した特殊詐欺や消費者トラブルの事例を学び、トラブルを回避するための対処方法を含めた応用講座を提供することで、デジタルデバイドを解消し、地域全体でのデジタルリテラシーの向上と消費者被害の未然防止を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	新規 重点 再掲
50	消費生活相談員による出前講座	地域や各団体の研修会や会合等に、消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法の手口や対処方法等を説明する。	文化市民局 消費生活総合センター	重点
51	ホームページ、SNSによる情報発信	消費生活相談機能と消費者問題解決力の強化を図るため、消費生活総合センター独自のホームページ及びSNS(Facebook、X、LINE)により、悪質商法の注意喚起等を分かりやすく伝えていくとともに、消費生活相談窓口の更なる周知を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	重点 再掲
52	LINE消費生活ナビの運用	消費生活総合センター 公式LINEアカウントを運用し、悪質商法の手口や最新の消費者トラブル情報、講座やイベントの開催情報などを、より身近に、よりタイムリーに情報提供する。また、LINEのメニュー機能を活用して、電話やインターネットによる消費生活相談や、相談事例集(いわゆるFAQ)への誘導など、様々な年代・特性を持つ消費者のニーズ にこたえられるよう、機能の充実を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	新規 重点 再掲

基本方針2 消費者被害の予防・救済

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
53	京(みやこ)・くらしの安心安全情報の発行	最新の悪質商法等に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、「京・くらしの安心安全情報」を年6回発行する。	文化市民局 消費生活総合センター	再掲
54	FM845「ピッカピカラジオ」による情報の提供	FM845(株式会社リビングエフエム)の放送番組「ピッカピカラジオ」の中の「ライフラインインフォメーション」コーナーにおいて、悪質商法の手口と対処法等について情報を提供する。	文化市民局 消費生活総合センター	再掲
55	大学生及び各大学事務局への消費生活情報の提供	学生向けの消費者被害に関する情報交換メーリングリストや学生向けアプリ「KYO-DENT」を活用し、消費者被害情報や消費生活相談窓口等を発信することで、若年者の消費者被害の未然防止を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	重点 再掲

個別施策 ⑨消費生活相談のデジタル化の推進

社会におけるデジタル化の進展に対応し、相談業務の機能性と消費者の利便性向上を図るため、国が整備を進める新PIO-NETシステムへの円滑な移行を着実に進めるとともに、FAQ等の自己解決を支援する情報の充実や、SNSを活用した消費生活相談の受付等、デジタル技術を活用した相談機会・手段の拡充に向けた検討を進めます。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
56	LINE消費生活ナビの運用	消費生活総合センター 公式LINEアカウントを運用し、悪質商法の手口や最新の消費者トラブル情報、講座やイベントの開催情報などを、より身近に、よりタイムリーに情報提供する。また、LINEのメニュー機能を活用して、電話やインターネットによる消費生活相談や、相談事例集(いわゆるFAQ)への誘導など、様々な年代・特性を持つ消費者のニーズ にこたえられるよう、機能の充実を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	新規 重点 再掲
57	新PIO-NETシステムへの円滑な移行	令和8年9月に現行のPIO-NETの運用保守が終了することに伴い、クラウドサービスを活用した新たなシステムに移行することで、バックアップ機能の強化に加え、相談内容と類似する事例の検索機能強化や相談事例の入力補助など、相談者・相談員双方の利便性向上に資する改良が予定されている。そのため、相談員が新システムの操作を習熟するための研修参加支援やマニュアル等の環境整備を着実に実施し、適切な相談対応による市民へのサービス向上に努める。	文化市民局 消費生活総合センター	新規
58	自己解決支援情報(FAQ)の充実	国民生活センターが公開している、消費者トラブルに関する「よくある質問」と、その回答をまとめたFAQについて、消費生活総合センターホームページや公式LINEアカウントから、当該FAQにスムーズにつなぐための仕組みを構築し、消費者の多様なニーズに応えるとともに、相談窓口の負担軽減に繋げる。	文化市民局 消費生活総合センター	充実

基本方針3 「消費者力」の育成・強化

施策目標6 多様な消費者に向けた消費者教育の推進

個別施策 ⑩年代やライフステージに応じた消費者教育の推進

全ての消費者が「自立した消費者として行動するための力」を育むことを目指して、それぞれの年代やライフステージに応じた消費者教育を推進します。
消費者教育の推進に当たっては、授業や講座、教材の提供などを通じて、子どもや若年者を対象とした体系的・継続的な教育機会を提供するとともに、社会人や高齢者に対しては、地域において消費者教育を担う消費者団体・事業者団体等の多様な主体と連携し、誰もが消費者教育に触れることができるよう、機会の創出を図ります。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
1	幼児期における消費者教育の実践	当センターが作成している幼児向けの大型絵本「おかいものにいこう！」を導入教材として、市内の幼稚園(市立を予定)で消費者教育についての教員研修を行い、併せて「買い物」をテーマにした保育の実践を行うとともに、その内容を「幼・小・中(高)の体系化した消費者教育の実践例」としてまとめて様々な場面で発信する。	文化市民局 消費生活総合センター	新規
2	消費者教育教材の活用	小・中・高等学校や消費者団体をはじめとした関係機関等との連携の下、学習指導要領を踏まえて開発・作成した消費者教育教材をより一層、学校現場や家庭等で活用してもらうため、教材の効果的な活用手法の検討や学校現場へ向けた情報発信に取り組む。	文化市民局 消費生活総合センター	
3	実践的な消費者教育推進支援事業 (消費者教育に関する教材の提供、講師派遣等のコーディネート)	幼・小・中・高等学校において切れ目のない一貫した消費者教育を推進することを目的として、本市教員、センター職員及び教員を目指す学生等が消費者教育の重要性への対応について理解を深め、学校種に応じた体系的・継続的な消費者教育の指導の在り方を学ぶことで、本市全体の学校教育における消費者教育の指導力の向上を図り、消費者教育の担い手を育成する。 また、若年者に対する実践的な消費者教育の取組が推進されるよう、消費者教育教材等の提供や講師派遣など、「自立した消費者」の育成を支援する取組を進める。	文化市民局 消費生活総合センター	
4	消費者団体、大学等と連携した消費者教育推進事業の実施	消費者団体、大学等と連携し、大学生など若年者への消費者教育を一層推進し、消費者の日々の意思決定や行動が、持続可能な社会を形成する上で大きな役割を果たすことを認識し、行動しようとする意識をもつ社会に貢献する消費者の育成に取り組む。	文化市民局 消費生活総合センター	重点

基本方針3 「消費者力」の育成・強化

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
5	エシカル消費のタネ (標語募集事業)	「エシカル消費」普及促進の取組の一環として、家庭や学校などで自ら考え行動する消費者となるための機会づくりとして、エシカル消費に関するテーマを設定して標語を募集し、市長賞・優秀賞・奨励賞を設け、入賞作品を表彰する。	文化市民局 消費生活総合センター	
6	PTA活動を通じた消費者啓発の促進	PTAが持つ地域との密着性や保護者への影響力を最大限に活かし、保護者が関心の高いテーマでPTA版出前講座の実施や、注意喚起・相談窓口案内など消費生活情報を連携して発信する。	文化市民局 消費生活総合センター	新規
7	消費生活相談員による出前講座	地域や各団体の研修会や会合等に、消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法の手口や対処方法等を説明する。	文化市民局 消費生活総合センター	重点 再掲
8	消費者力パワーアップセミナー	消費者自らが適切に判断し、行動する力(消費者力)を身に付けてもらうことを目的として、悪質商法のトラブル防止等に関する消費生活講座を実施する。	文化市民局 消費生活総合センター	重点
9	各種イベントの場を活用した啓発活用	市民が多く集まるイベント等に啓発ブースを出展し、「京(みやこ)・くらしのサポーター」とともに消費生活に関するクイズやパネル展示による啓発、センター印刷物や啓発物品の配布を行う。	文化市民局 消費生活総合センター	
10	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動(高齢者等のデジタルリテラシーの向上を目指したスマホ講座)	主にスマートフォンを介した特殊詐欺や消費者トラブルの事例を学び、トラブルを回避するための対処方法を含めた応用講座を提供することで、デジタルデバイドを解消し、地域全体でのデジタルリテラシーの向上と消費者被害の未然防止を図る。	文化市民局 消費生活総合センター	新規 重点 再掲
11	京都市政出前トーク	市民の皆さんに市政やまちづくりに関する理解を深めていただき、市民参加の“きっかけ”としていただくことを目的に実施している制度。 あらかじめ設定した多様なメニューの中から、聞きたいテーマを選んで申し込んでいただき、担当職員がお伺いして説明する。	文化市民局 地域自治推進室	

基本方針3 「消費者力」の育成・強化

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
12	京(みやこ)カレッジ	大学が集積する「大学のまち京都」の特性をいかし、高度化・多様化する社会人の学習ニーズに応える生涯学習事業として、京都市と大学コンソーシアム京都の協働により実施。市民等が必要とする学びの環境を整え、教養や自己啓発、能力開発、資格取得等、目的に応じた学びを支援するほか、「大学講義」プログラムにおいて、「消費者問題」についての講義を開講するなど、加盟校により開催される特色ある授業や公開講座を提供している。	総合企画局 国際都市共創推進室 大学政策担当	
13	市民しんぶんによる情報提供及び啓発記事の掲載	市民しんぶん全市版(毎月1日発行)及び区版(毎月15日発行)により、消費生活に関する様々な情報提供及び啓発を行う。	総合企画局 市長公室広報担当 各区役所 地域力推進室	
14	京の旬野菜推奨事業	市内で生産される農産物の販売を促進するため、情報発信サイトを運営し、野菜の旬の時期など、農産物の時節に合わせて情報を継続的に発信する。	産業観光局 農林振興室	
15	あつまれ！京(みやこ)わくわくのトビラ	伝統芸能、芸術、スポーツや自然活動等、京都ならではの多様なジャンルの催し情報を広報紙やホームページ、SNSにて発信する。	子ども若者はぐくみ局 育成推進課	
16	京都市はぐくみ憲章の推進	子どもを社会全体で育むための市民共通の行動規範である「子どもを共に育む京都市民憲章(京都市はぐくみ憲章)」の実践に向け、各種啓発等を行う。	子ども若者はぐくみ局 育成推進課	
17	京(みやこ)あんしんこども館	子どもたちの成長や病気など、子育ての中で困ったり不安に感じたことを小児医療の専門家が助言したり、子どもたちの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」から守るための具体的な情報を紹介するなど、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためのより良い環境づくりをサポートする。	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課	
18	「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」の配布	子どもの事故発生原因とその防止策や事故が起こった場合の適切な応急手当の方法等を掲載したマニュアルを新生児が生まれた全ての家庭に送付するほか、子どもの事故防止をはじめとして、子どもの健やかな成長を支援する施設「京(みやこ)あんしんこども館」の見学者に配布する。	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課	

基本方針3 「消費者力」の育成・強化

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
19	住教育に関する情報や教材等の提供(京都市安心すまいづくり推進事業)	学校教育の場や社会学習において、教育機関等からの学校教育における住分野の充実等に関する相談に応じるとともに、家庭科教員等への住教育に関する情報や教材等(これまでに作成したテキストや教材キット等)の提供を行う。	都市計画局 住宅政策課	
20	小学生向け上下水道広報用資料(DVD、ブルーレイディスク)貸出	小学生を対象として上下水道局のマスコットキャラクター等を登場させ、分かりやすく上下水道事業を解説し、理解を深めていただくために製作した、京都市上下水道局広報用DVD及びブルーレイディスクの貸出しを行う。	上下水道局 総務課	
21	小学生向け上下水道事業啓発用ノート・チラシの配布	水道事業・公共下水道事業を学習する小学4年生(市立小学校、総合支援学校、市内国立・私立小学校)に、京都市の水道・下水道に関するデザインのノート及び琵琶湖疏水をPRするチラシを配布する。	上下水道局 総務課	
22	子供向けホームページ「ようこそ!京都市上下水道局キッズページへ」	ホームページでクイズ等で楽しみながら上下水道事業を理解していただくことを目的に作成、運用する。	上下水道局 総務課	
23	すいどう親子体験会の実施	水道事業への理解を深めてもらうため、小学生を対象に、水道水ができるまでの過程に関する講義や、仮設給水栓の組立てなどの応急給水体験を実施する。	上下水道局 水道部管理課	
24	浄水場等の施設見学の受入	市内小学校からの見学等の受入れを実施する。	上下水道局 水道部施設課 下水道部施設課	
25	生き方探究教育	学校や生き方探究館における体験学習での学びを社会での知恵として生かす体験を通して、自らの生き方を探究するとともに、働くことの意味や社会とのつながりを理解し、社会的・職業的自立のために必要な能力を育む。	教育委員会事務局 生き方探究館	
26	インターネットによる生涯学習情報の発信	生涯学習関係団体等が主催する各種講座やイベント、生涯学習施設などの生涯学習情報を集約してインターネットにより発信するサイト「京(みやこ)まなびネット」を運用し、市民の生涯学習活動を支援する。	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進担当	
27	金融・金銭教育研究校による研究実施	児童・生徒がお金や金融の様々な働きを理解することで、自分の暮らしや社会について深く考え、生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できる態度の育成を図るための研究を行う(京都府金融広報委員会が指定する金銭・金融教育研究校の指定を受けて実施)。	教育委員会事務局 学校指導課	

基本方針3 「消費者力」の育成・強化

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
28	技術・家庭科夏季研修講座(家庭分野)の共催	小中高校の教員等を対象とした、家庭科、技術・家庭科家庭分野 夏季研修講座を消費生活総合センターと共催し、学校における消費者教育の推進を図る。	教育委員会事務局 総合教育センター研修課	
29	市立学校における環境教育	市立学校において、これまで社会科、生活科及び総合的な学習の時間等を活用し、教科を超えた横断的・総合的な取組として行ってきた特色ある環境教育を一層推進するため、「持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成」を目標に、環境に配慮した消費生活を実現する資質・能力・態度等を身に付けさせる。	教育委員会事務局 学校指導課	

個別施策 ⑪消費生活のグローバル化への対応

在留外国人や訪日外国人の増加に伴い、言語の相違や商習慣の違いへの理解不足等による、外国人の消費者トラブルも増加しています。このようなトラブルを防ぐため、関係機関と連携して、在留外国人に向けた啓発・情報発信や相談窓口の周知に取り組めます。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
30	外国人に向けた消費生活情報の発信	京都市国際交流協会等、在留外国人とつながりの深い関係機関と連携し、在留外国人が被害に遭いやすい消費者トラブルの注意喚起をはじめとして、消費生活情報をわかりやすく情報発信する。	文化市民局 消費生活総合センター	新規
31	外国人に向けた効果的な啓発手法等の検討	消費者トラブルの注意喚起等、在留外国人が求める消費生活情報のニーズ把握や、わかりやすい情報発信に適したツールや言語、効果的な発信手法などについて、検討を進める。	文化市民局 消費生活総合センター	新規
32	多言語による各種生活情報等の提供	ホームページや冊子などにより、京都でのくらしや滞在に役立つ各種の情報を多言語で提供する。また、引き続き、多言語での緊急時のサポート体制の情報発信も行う。	総合企画局 国際都市共創推進室 国際担当	

基本方針3 「消費者力」の育成・強化

施策目標7 消費者教育を担う人材の育成・支援

個別施策 ⑫学校・地域社会における消費者教育の担い手の育成

学校や家庭、地域社会等において、行政による消費者教育・啓発に限ることなく、それぞれの主体が連携して消費者教育の取組を進められるよう、教員をはじめとする消費者教育の担い手に向けた研修・支援を通じて、人材の育成に取り組みます。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
33	実践的な消費者教育推進支援事業 (小中学校の教員等に向けた研修、学校等への教材の配布)	幼・小・中・高等学校において切れ目のない一貫した消費者教育を推進することを目的として、本市教員、センター職員及び教員を目指す学生等が消費者教育の重要性への対応について理解を深め、学校種に応じた体系的・継続的な消費者教育の指導の在り方を学ぶことで、本市全体の学校教育における消費者教育の指導力の向上を図り、消費者教育の担い手を育成する。 また、若年者に対する実践的な消費者教育の取組が推進されるよう、消費者教育教材等の提供や講師派遣など、「自立した消費者」の育成を支援する取組を進める。	文化市民局 消費生活総合センター	再掲
34	消費者教育に関する教員への情報提供	消費者教育の授業等で活用していただくことを目的として、教員向けに消費者教育教材や若年者の消費者トラブルに関する情報提供を行う。	文化市民局 消費生活総合センター	
35	京・くらしのサポーターと連動した教育・啓発活動	消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、地域での啓発活動の核となる人材を養成し、本市と協働で地域に密着した消費生活に関する啓発活動を推進する。 ○要件 市内に在住、通勤・通学する20歳以上の者でセンターが平成19～20年度及び平成30年度～令和元年度に実施した養成講座を修了した者 ○活動内容 ・地域での広報紙等の配布	文化市民局 消費生活総合センター	
36	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動(地域における見守り活動の担い手に対する研修・啓発)	消費生活相談員等を講師として派遣し、構成員に対して、悪質商法の手口、対処方法や見守りのポイント等を説明する。	文化市民局 消費生活総合センター	充実 重点 再掲

基本方針3 「消費者力」の育成・強化

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
37	食育指導員の養成及び活動支援	地域に密着した食育活動の更なる活性化を図るため、食育指導員を養成し、活動支援を行う。	保健福祉局 健康長寿企画課	
38	教職員の資質・指導力向上に向けた研修事業	各教科や食育、更にICT機器の活用等に関する教職員研修を実施し、食の安全・伝統文化等に関する知識や、パソコンやスマートフォンなどの普及による情報化・グローバル化の急速な進展に対応する力を教職員が身に付けることにより、消費者教育の充実を図る。	教育委員会事務局 総合教育センター研修課	

個別施策 ⑬地域における各種団体と連携・協働した消費者教育の推進

地域における消費者教育では、消費者問題の専門家である消費者団体や専門的な知見を持つ団体など、様々な主体が培った専門性をいかし、消費者教育の担い手として活躍することが重要となります。このため、それぞれの団体等が十分に力を発揮できるよう、連携・協働や情報共有を通じて、その活動を支援します。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
39	消費者団体と連携した消費者月間イベントの開催	国が毎年5月を消費者月間と定めており、全国で消費者啓発や学習会など様々な取組が実施されている。 本市においても、消費者啓発に係る取組を実施する。	文化市民局 消費生活総合センター	
40	実践的な消費者教育推進支援事業(消費者教育の担い手の交流)	幼・小・中・高等学校において切れ目のない一貫した消費者教育を推進することを目的として、本市教員、センター職員及び教員を目指す学生等が消費者教育の重要性への対応について理解を深め、学校種に応じた体系的・継続的な消費者教育の指導の在り方を学ぶことで、本市全体の学校教育における消費者教育の指導力の向上を図り、消費者教育の担い手を育成する。 また、若年者に対する実践的な消費者教育の取組が推進されるよう、消費者教育教材等の提供や講師派遣など、「自立した消費者」の育成を支援する取組を進める。	文化市民局 消費生活総合センター	再掲
41	消費者団体が実施する事業への支援	市民の消費者力の向上を図るとともに、消費者団体の活動を支援するため、消費者団体自らが企画するイベント等の啓発事業を開催する。	文化市民局 消費生活総合センター	

基本方針4 消費者市民社会の形成

施策目標8 持続可能な社会に向けた支援

個別施策 ⑭エシカル消費の促進・支援

持続可能な社会を実現するためには、一人一人の消費者が、自分のことだけでなく、周囲の人々や未来を担う世代、あるいは国内外の社会情勢や地球環境への影響といった多様な視点から、合理的な消費行動を自ら選択することが必要となります。

その礎を構築するため、地産地消や食品ロス削減、フェアトレードなどの様々な切り口から、エシカル消費の普及促進に向けた啓発や支援を行います。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
1	エシカル(倫理的)消費の普及促進に向けた啓発活動	人や社会・環境・地域に配慮した消費行動をすることにより、公正で持続可能な地域社会づくりを進めていこうとする「エシカル消費(倫理的消費)」の考え方を広く紹介・普及し、行動につなげていただく。	文化市民局 消費生活総合センター	
2	京都生活協同組合との「『エシカル消費』普及促進に係る連携に関する協定」に基づく取組	京都市及び京都生活協同組合のそれぞれの立場からエシカル消費の普及を促進する取組について連携・協力することとして、令和4年1月に締結した協定に基づき、店舗イベントなどエシカル消費の理念等を市民に浸透させる取組を実施する。	文化市民局 消費生活総合センター	
3	エシカル消費のタネ(標語募集事業)	「エシカル消費」普及促進の取組の一環として、家庭や学校などで自ら考え行動する消費者となるための機会づくりとして、エシカル消費に関するテーマを設定して標語を募集し、市長賞・優秀賞・奨励賞を設け、入賞作品を表彰する。	文化市民局 消費生活総合センター	再掲
4	過大・過剰包装に関する事業者団体への注意喚起	過大・過剰包装の追放、包装の簡素化、レジ袋・紙袋等の削減を要請する。	文化市民局 消費生活総合センター 環境政策局 資源循環推進課	
5	市民活動総合センターにおけるNPO、市民活動団体等への総合的な支援の実施	市民活動総合センターにおけるNPO、市民活動団体等への総合的な支援の実施	文化市民局 地域自治推進室	
6	ホームページ(京都市情報館)や市民しんぶんにおける受け手に配慮した様々な手法による情報提供	障害のある人など、情報提供に配慮が必要な人にも広く市政情報を提供するため、京都市情報館のホームページ閲覧支援サービス(自動音声読み上げ、文字拡大、外国語翻訳、やさしい日本語、ふりがな)や、市民しんぶん音声版、文字拡大版、点字版の提供を行う。	総合企画局 市長公室広報担当	

基本方針4 消費者市民社会の形成

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
7	「わたしたちの伝統産業」の発行	西陣織や京焼・清水焼に代表される京都の伝統産業を守り、継承していくことの重要性を伝えるとともに、伝統産業に対する関心を高めることを目的に作成している冊子「わたしたちの伝統産業」を発行し、市立小学校4年生の副読本として配布している。	産業観光局 クリエイティブ産業 振興室	
8	市場見学会の開催	市民が、せりや仲卸店舗の見学、市場関係者との懇談会を通じて、市場の仕組みや食材について学ぶ機会を提供する。	産業観光局 中央卸売市場 第一市場	
9	小学校出前板さん教室の開催	小学校やあじわい館に出向き、市場の新鮮な食材を利用して、板前等の料理人による指導で調理方法を教えながら「食」や食を取り巻く環境について学ぶ機会を提供する。	産業観光局 中央卸売市場 第一市場	
10	食の海援隊・陸援隊事業	市民の食に関する知識を養い、生産者や市場関係者と共に本来の「食」の在り方を考える市民を育成するため、市場会員を募集し、会員を対象とした各種の啓発事業を実施する。	産業観光局 中央卸売市場 第一市場	
11	京の食文化ミュージアム・あじわい館関連事業	「京都の四季を五感で味わい、京都の食文化に親しむ！」をコンセプトに「みる、つくる、あじわう」の3つの機能を持たせた展示資料室、調理実習室、試食室を備えた「京の食文化ミュージアム・あじわい館」において、市場の新鮮な食材を活かした料理教室や、京都の四季折々の「食」を味わっていただける体験コーナーを常設している。	産業観光局 中央卸売市場 第一市場	
12	地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」	食品ロスをはじめとしたごみ減量の理解と実践を呼び掛ける啓発活動の一環として、「ごみ減量について楽しく考えよう」をコンセプトに、参加者が学習テーマから学びたい内容を選択・組み合わせることができる地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を開催する。	環境政策局 資源循環推進課	
13	民間活用を含めたリユースの促進	まだ利用できるにも関わらず、引っ越しや家財整理、片付け時等に廃棄されている持込ごみや大型ごみについて、リユースを促進するための施策を検討・実施する。	環境政策局 資源循環推進課	
14	使い捨てプラスチックの削減	使い捨てプラスチックの削減に向けて、本市施設等への給水機の設置拡大によるペットボトルの削減や、リユース容器の利用、プラスチック代替素材の食器（カトラリー等）や容器包装の導入によるプラスチック製容器包装の削減、マイバッグの利用促進によるレジ袋の削減に取り組みます。	環境政策局 資源循環推進課	
15	食品ロス削減等推進事業	食品ロスの削減に向けて、市民・事業者双方に向けた啓発等に取り組む。	環境政策局 資源循環推進課	
16	総合環境情報誌の作成	ごみの発生抑制、再使用を促進するため、減量・リサイクルに関する冊子、チラシ等を作成し、周知・啓発を図る。	環境政策局 資源循環推進課	

基本方針4 消費者市民社会の形成

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
17	イベント等のエコ化の推進	イベントの開催に伴う環境負荷の軽減と、イベントに関わる全ての人に対する環境保全意識の啓発を図ることにより、市内で開催される全てのイベントで「エコ化」に取り組む風土を醸成することを目指す。	環境政策局 資源循環推進課	
18	環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」	市民を対象に、ごみ処理・再資源化施設をはじめ、産業廃棄物処理施設や古紙リサイクル施設などの見学を通じて、環境にやさしいライフスタイルについて考えていただくごみ減量エコバスツアーを実施する。	環境政策局 資源循環推進課	
19	エコ修学旅行の推進	観光客の中でも①環境教育の効果が高く、②学校を通じた団体での取組を見込め、③今後京都を再訪する可能性が高い、といった点に着目し、修学旅行生をターゲットとし、本市が設定した環境にやさしい4つの取組(アメニティグッズの持参、エコバッグの携帯、マイボトルの持参、食事の食べ残しゼロ)のうち2つ以上を実施することを学校に宣言していただき、修学旅行中に実践していただく。	環境政策局 資源循環推進課	
20	「エコ学区」ステップアップ事業	家庭から排出される二酸化炭素量の一層の削減を図るため、環境にやさしいライフスタイルへの転換や省エネの促進、地域力の向上を目指し、地域ぐるみでエコ活動に取り組んでいる市内全222学区を「エコ学区」とし、支援している。	環境政策局 地球温暖化対策室	
21	脱炭素ライフスタイル推進事業	2050年の京都にふさわしい脱炭素型のライフスタイル像や、それを実現するための目標・アクションを創り、市民や事業者の皆様と一緒に環境にやさしい取組を進めている。	環境政策局 地球温暖化対策室	
22	京エコロジーセンターにおける各種イベントの実施等	子どもから大人まで多様な世代を対象に、種々のイベント、セミナー、学習会を実施し、環境保全意識の普及啓発を図る。	環境政策局 地球温暖化対策室	
23	こどもエコライフチャレンジ推進事業	全市立小学校の児童が冊子「こどもエコライフチャレンジワークブック」を使って、夏休み又は冬休み期間中に、各家庭で省エネ・省資源の取組を進めることにより、児童自ら家庭でのライフスタイルの見直し及びエコライフの実践・継続を図る。	環境政策局 地球温暖化対策室	
24	環境副読本の配布	地球温暖化やごみ問題をはじめとした環境問題を学び、考える環境副読本「小学4年生用」「小学5・6年生用」「中学生用」を、市内の全ての小、中、総合支援学校に配布する。	環境政策局 環境総務課	
25	ポータルサイト「京・生きものミュージアム」での周知啓発	生物多様性に関する情報の収集・発信の場をはじめ、保全活動を行う事業者及び団体と活動に興味がある人をつなぐ場として、本ポータルサイトを運営している。ポータルサイト内において、生物多様性に配慮された製品等が優先的に選択されるよう、エシカル消費や環境ラベルを紹介するなどの普及・周知を図る。	環境政策局 環境保全創造課	

基本方針4 消費者市民社会の形成

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
26	京都環境賞の実施	市民の自主的な環境保全活動を更に推進するため、先進的・斬新的な手法等で地球温暖化の防止、生物多様性の保全や循環型社会の推進等の環境保全に関する将来性のある活動に取り組んでいる方を表彰する。	環境政策局 環境保全創造課	
27	資源物回収事業の推進	地域の自主的なごみ減量・リサイクルの取組を支援するため、古紙や古着、缶・びんなどの資源物を集団回収する団体に助成するコミュニティ回収制度や使用済てんぷら油の回収事業助成金制度を実施する。 また、市民がごみ減量・再資源化にいつでも取り組めるよう資源物回収拠点を設置するとともに、まち美化事務所が地域の身近なところに出向き、資源物などの回収を行う移動式拠点回収を実施する。	環境政策局 まち美化推進課	
28	エコまちステーションにおける環境に関する事業の推進	地域における総合的な環境行政の拠点窓口として、「ごみ減量・分別・リサイクルの推進」をはじめ、「世界一美しいまち京都の実現」、「環境教育の充実」、「温暖化対策」など総合的な環境行政の推進を行っている。	環境政策局 まち美化推進課	
29	産廃処理業者情報公表制度	市内の産業廃棄物中間処理業者から、その事業内容に加え、適正処理の確保、環境負荷の低減及び地域社会への貢献に関する取組の状況等を記載した報告書の提出を受け、排出事業者や市民が適切に評価できるよう、報告書を市ホームページに掲載し、公表する。	環境政策局 廃棄物指導課	
30	食の健康づくり応援店	「野菜たっぷり」「塩分ひかえめ」メニューの提供や「エネルギー表示」「食物アレルギー表示」を実施する飲食店等を登録し、店舗の情報をホームページに掲載し、市民及び府民の方々に普及する。（平成27年4月13日募集開始）	保健福祉局 健康長寿企画課	
31	ふれあいファミリー食セミナーの開催	出産を控えた妊婦とそのパートナー夫婦及び乳幼児とその保護者を対象に、望ましい食生活の実践及び食を通じた豊かな人間性の形成を目的とした教室を開催する。	保健福祉局 健康長寿企画課	
32	参加型リスクコミュニケーションの推進	効果的なリスクコミュニケーション（双方間での意見交換等）を図るため、参加者が相互に意見を発言し合えるような体験学習など参加型のリスクコミュニケーション事業を実施する。	保健福祉局 医療衛生推進室	
33	食育セミナー等の開催	京都市民を対象に、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することを目的とした教室を開催する。	保健福祉局 健康長寿企画課	
34	京・けんこうひろば	「栄養・食生活」「歯と口の健康」「身体活動・運動」「生活習慣」などの健康づくりに関する情報を一体的に発信する。	保健福祉局 健康長寿企画課	

基本方針4 消費者市民社会の形成

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
35	みやこユニバーサルデザイン	京都の生活文化に、すべての人が生活しやすい社会環境の整備を目指すユニバーサルデザインの考え方を採り入れた「みやこユニバーサルデザイン」を推進する。	保健福祉局 障害保健福祉推進室	
36	地域と連携した「モビリティ・マネジメント」	地域住民やバス・鉄道事業者、大学等と本市が連携して、モビリティ・マネジメント(過度にクルマに頼る移動から徒歩や公共交通等による移動へと、一人ひとりの住民や一つひとつの職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していく一連の取組)に取り組む。	都市計画局 歩くまち京都推進室	
37	パークアンドライド	京都市内への自動車流入を抑制するため、公共交通に乗り換えて目的地まで移動するのに便利な市周辺部等にある鉄道駅近くの駐車場を、「パークアンドライド駐車場」として、通年で、ホームページ等で広報している。	都市計画局 歩くまち京都推進室	
38	京都みつばちガーデン推進プロジェクト	“みつばち”との共生によるまちなか緑化推進の取組の一環として、中京区役所屋上でニホンミツバチを飼育する。 ○市民向けシンポジウムの開催 ○採蜜イベントの開催 など	中京区役所 地域力推進室 (まちづくり担当)	
39	水道週間啓発イベント	6月1日から6月7日までの「水道週間」に、水道水の重要性やペットボトルの水を飲むより環境にやさしいことなどをPRする。	上下水道局 総務課	
40	お風呂入浴啓発イベント	11月26日の「いい風呂の日」や2月26日の「ピースな風呂の日」に合わせ、心身の健康の増進や免疫力のアップをはじめとするお風呂の魅力や効能などの情報を発信する。	上下水道局 総務課	
41	浄水場、水環境保全センターの一般公開、施設見学	水道水がつくられる過程や、使用された水が処理される過程を知っていただくことにより、水道水の安全性や大切さを実感していただくため、浄水場、水環境保全センターの一般公開と施設見学会を開催する。	上下水道局 総務課	
42	打ち水大作戦	水の貴重さや水資源開発の重要性に対する関心を高めるため、8月1日を「水の日」、8月1日から7日までを「水の週間」とされている。毎年この期間に、水に関する啓発行事を実施しており、水について考えて頂くことを目的として、下水の高度処理水及び雨水貯留タンクにたまった雨水を利用し、「打ち水大作戦」を開催する。	上下水道局 下水道部管理課	
43	学校給食における地産地消(知産知消)の推進	地場産物を使用した学校給食を通じて、子どもたちが、食材の産地、地域の伝統、食文化や、それを支える人々の苦労を知り、生産者や自然の恵みなどすべてに感謝する心を育むとともに、食の大切さを伝える知産知消(食教育)を推進する。	教育委員会事務局 体育健康教育室	
44	市立学校における環境教育	市立学校において、これまで社会科、生活科及び総合的な学習の時間等を活用し、教科を超えた横断的・総合的な取組として行ってきた特色ある環境教育を一層推進するため、「持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成」を目標に、環境に配慮した消費生活を実現する資質・能力・態度等を身に付けさせる。	教育委員会事務局 学校指導課	再掲

基本方針4 消費者市民社会の形成

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
45	日本料理に学ぶ食育カリキュラムモデル実施	日本が誇る食文化の粋・日本料理を通じて子どもたちの食に対する興味関心を高めるとともに、食材をいかし、五感を働かせて食することの大切さを子どもたちに習得させるよう、さらには市民とのパートナーシップの下、伝統文化の継承・発展を目指すため、日本料理アカデミーと連携し、「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を実施する。	教育委員会事務局 学校指導課	
46	古着類の選別・リユース可能性調査事業	使用済衣類の質の高い資源の循環を進めていくため、本市で拠点回収した古着類の一部を種類や状態ごとに選別し、価値の高いものとしてリユースできる可能性が高い種類の割合等を調査する。また、選別したもののうち、リユース可能なものについては、事業者等と連携し、本市域内でのリユースルート定着の可能性を検証していく。	環境政策局 資源循環推進課	新規

施策目標9 多様な主体による連携・協働の促進

個別施策 ⑮多様な主体による協働及び消費者・事業者間の信頼醸成への支援

消費者が安心して暮らすことができる地域社会の形成や、持続可能な社会の実現を目指し、消費者、事業者、消費者団体、事業者団体、専門的な知見を持つ団体などの各種団体や関係機関等、多様な主体と連携・協働し、安心・安全な消費生活の確保や消費者被害の防止等、消費生活を巡る様々な課題の解決に取り組めます。

また、消費者と事業者の双方の間で信頼醸成を図るため、消費者の権利・利益を尊重し、消費者志向経営や環境に配慮した取組を進める事業者を支援します。

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
47	適格消費者団体との連携強化	消費者団体訴訟制度を有効に機能させるため、消費生活総合センターが有する相談情報を、差止請求権の行使に必要な限度において適格消費者団体に提供するほか、実務担当者が参加する意見交換会を開催し、最新の消費者トラブルの傾向や差止請求の状況など双方の活動に関する情報共有を行うとともに、連携した活動の可能性について検討する。	文化市民局 消費生活総合センター	新規 再掲
48	消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動	高齢者、障害のある方、認知症等により判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体や地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」における取組を推進する。	文化市民局 消費生活総合センター	充実 重点 再掲
49	「京都くらしの安心・安全ネットワーク」情報交換会	広域化、複雑化、悪質化する消費者問題に迅速に対応し、消費者被害の未然防止、早期発見、早期救済を図るため、ネットワーク参加団体間の連携と情報交換、交流を促進する(京都府消費生活安全センターが事務局)。 ・参加団体 京都府消費生活安全センター、京都府警察、京都市消費生活総合センター、京都府内の消費者団体、福祉関係団体、事業者団体、報道機関、行政機関 等	文化市民局 消費生活総合センター	

基本方針4 消費者市民社会の形成

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
50	消費者志向経営や環境に配慮した事業活動への支援・普及啓発	事業者と消費者双方の信頼関係を深めるため、消費者志向経営や環境配慮に取り組む事業者をホームページ等のツールを活用して、取組事例の紹介など情報発信を行うことにより、事業者の取組を支援します。	文化市民局 消費生活総合センター	
51	特殊詐欺被害根絶のための取組	多発する特殊詐欺被害を根絶するため、京都府警察と連携した取組、京都市消費者安全確保地域協議会の構成員の見守り活動を通じた、防犯機能付き電話機の支給、携帯電話向け特殊詐欺対策アプリの周知と導入支援を実施する。	文化市民局 くらし安全推進課 消費生活総合センター	
52	学区の安心安全ネット継続応援事業	学区の安心安全ネットワークの活動を支援するため、「学区の安心安全ネット継続応援事業」として、各区役所・支所において、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」による補助金交付により、地域の防犯活動等を応援している。	文化市民局 くらし安全推進課 (各区役所・支所で補助金交付)	
53	学生防犯ボランティア等への支援	学生防犯ボランティア(京都府警察の登録制度、愛称「ロックモンキーズ」)の事業を支援する。	文化市民局 くらし安全推進課	
54	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	京都市と京都府警察は、相互に連携し、地域との協働の下、市民生活の一層の安心安全の実現と京都市を訪れる全ての方の安心安全の向上を目指し「だれもが安心してらせるまちづくり」に取り組む。	文化市民局 くらし安全推進課	
55	環境マネジメントシステム規格「KES」の認証の普及	中小企業の環境経営の取組を促進するため、京都発祥の環境マネジメントシステムである「KES」に関する本市ホームページ等による情報発信をはじめとした普及活動に取り組み、新たな認証取得事業者の増加を図る。	環境政策局 環境保全創造課	
56	農林水産業と環境をつなぐ生態系ネットワーク再構築事業	生態系ネットワークの結節点となる農地に着目し、農地と周辺環境が適切につながり、生物多様性豊かな環境を再構築するとともに、環境に配慮した農作物の高付加価値化を図るため、先進事例の創出を図ります。	環境政策局 環境保全創造課	

基本方針4 消費者市民社会の形成

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
57	生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業	本事業は、自然や生きものから得られる恩恵と京都の文化や暮らしとのつながりを見える化することで、京都の自然を身近に感じ、愛着を深める人を増やすための新たな仕掛けである。京都の自然や生きものだけでなく、文化や暮らしに関する情報を幅広く募集・収集し、それらのつながりが分かるように関連付けて整理し、ポータルサイトで公開する。また、整理した情報を活用し、共通の興味・課題等を持つ方を集め、交流する場を創出し、コミュニティ化するとともに、京都の文化や暮らしと自然や生きものとのつながりを知り、体験するイベントを企画し、交流を促進することで、認知や行動変容の促進を図る。さらに、情報収集・発信や交流の場を活性化するため、支援体制を構築する。 令和8年度は、令和7年度にオンラインでの意見募集や対面形式のワークショップ、モデル実施により、多様な主体と共に検討した本事業の構造や運営方法等に基づき、ミュージアムの各機能の構築及び運用テストを行う。	環境政策局 環境保全創造課	再掲
58	廃棄物減量等推進審議会運営への市民公募委員の参画	ごみ減量の具体的な推進方法等について様々な分野から議論し、本市に提言を行うために設置された「京都市廃棄物減量等推進審議会」において、市民公募委員や消費者団体の代表に参画いただくことで、意見表明できる機会を確保する。	環境政策局 資源循環推進課	
59	ごみ減量推進会議の活動の推進	市民・事業者・行政(市)の三者のパートナーシップにより、全市的な観点に立って、ごみ減量に関する意識の高揚を図るとともに、同会議による地域でのごみ減量に関する自主的な取組を促進することにより、京都市のごみを減らし、環境を大切にしたいまちと暮らしを実現する。	環境政策局 資源循環推進課	
60	ソーシャル・イノベーション・クラスター創出支援事業	ビジネスとして収益性を確保しつつ社会的課題の解決に取り組む企業に対し、フォーラム開催等による普及啓発や人材育成セミナーによる担い手の育成及び認証等による支援体制の構築を図る。	産業観光局 スタートアップ・産学連携推進室	
61	商店街等支援事業	商店街等が実施するアーケードや街路灯などの共同施設整備事業、キャッシュレス化・デジタル化の普及・促進につながる事業に対して、補助施策などにより支援を行う。	産業観光局 地域企業振興室	
62	京の旬野菜の振興	旬の季節のものを食べることは、健康に良く、エネルギー消費の面からも環境に優しい農業につながる。 京野菜の伝統を守り、更に発展させていくため、市内で生産される旬の野菜を供給する体制を整備とともに、旬野菜のPRやレシピ等の配布による食べ方の提案を通じて、市民のエコで健康な食生活の実践を推進する。	産業観光局 農林振興室	
63	京の旬野菜の販売促進、減農薬・減化学肥料栽培の指導	市内で生産される旬野菜の中で多く栽培されているものについて、農薬の使用状況等を確認するとともに、残留農薬分析を実施し、京の旬野菜の安全性を確保する。	産業観光局 農林振興室	

基本方針4 消費者市民社会の形成

No.	事業名	令和8年度事業概要	所管局・課等	備考
64	京都市HACCP食の安全宣言届出制度	飲食店等の事業者からの届出により、HACCPに沿った衛生管理の取組を公表し、市民や観光客等の消費者に見える化する制度であり、制度の普及により食品等事業者による自主的な衛生管理の推進を図る。	保健福祉局 医療衛生推進室	
65	京都市食の安全安心推進審議会への市民公募委員の参画	市民の意見を本市の食の安全安心に係る施策に反映させるため、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき設置している京都市食の安全安心推進審議会に市民公募委員として参画いただき、審議会の場で議論等いただく。	保健福祉局 医療衛生推進室	
66	歩いて楽しいまちなか戦略	京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区(四条通、河原町通、御池通、烏丸通に囲まれた地区)を中心とした「まちなか」において、物流の荷捌き整序化や細街路における交通対策等について、関係行政機関や運送事業者等とともに取り組み、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出を進める。	都市計画局 歩くまち京都推進室	
67	空き家対策	空き家を「地域のまちづくりの資源」ととらえ、空き家の活用・流通の促進、適正な管理の推進などに、地域・事業者・行政等が連携して取り組むことにより、安心・安全の確保、まちの活力の維持・発展を図り、すまいやまちの文化を次の世代に引き継いでいく。	都市計画局 住宅政策課	
68	京都市建築物安心安全ネットワークへの消費者団体の参画	建築物の安心・安全に関する機関や団体が連携し、建築物における災害や事故から市民のいのちと暮らしを守ることを目的とする活動を行う。	都市計画局 建築安全推進課	
69	KES学校版の取組	教育委員会とNPO法人KES環境機構が共同して、小・中・小中・総合支援学校に対しKES学校版の認証取得を推進する。	教育委員会事務局 学校指導課	